

熱中症にご注意ください

2. 熱中症は予防が大切

熱中症は生命にかかわる病気ですが、予防法を知つていれば防ぐことができます。
「暑さを避ける」、「こまめな水分補給」などの熱中症予防行動を実践してください。

1. 热中症とは？

- <熱中症の症状>
○初期症状として、めまいや立ちくらみ、手足のしびれ、筋肉のけいれんや痛み(こじらがえり)が現れます。また、
症状が進むと、吐き気や嘔吐、力が入らないなどの症状が現れます。
○さらに重症になると、意識障害や全身のけいれん(ひきつけ)を起こしたり、体温が著しく上昇し、最悪の場合は
死する可能性もあります。

2. 热中症の原因>

- 体の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温調節機能が破たんするなどして発症します。
○高温、多湿、風が弱い、輻射源(熱を発生するもの)があるなどの環境では、体から熱が逃げにくく、汗をかき
にくくなるため、熱中症が発生しやすくなります。

熱中症の病態と重症度分類

症状		重症度	治療	臨床症状からの分類
軽症 (応急処置と見守り)	めまい、立ちくらみ、あるいは大汗の発汗、筋肉痛、筋肉の硬直(こむら返り) 意識障害を認めたない(JCS=0)	通常は現場で対応可能な所での安静、体温冷却、絶対的な水分補給	熱射病 熱痙攣	軽症の症状が余々に改善している場合のみ、発熱の応急処置と見守りでOK
中等症 (医療機関へ)	頭痛、嘔吐、倦怠感、意識障害、集中力や判断力の低下 (JCS=1)	医療機関へ輸送が必要な水・电解質・NaClの補給、絶対的な水分補給が困難なときは点滴静注(C)	熱射病	中等症の症状が現れたり、軽症にすぐに改善が見られない場合、すぐ病院へ搬送(周囲の人が判断) □「熱中症警戒アラート」等、暑さを知らせる情報を活用し、予防行動の実践を
重症 (入院加療)	下記の3つのうちいずれかを含む (C)中等症程度症状(意識障害(H/V)、小脳梗塞、腎機能障害(尿細管・尿管挿引)、心筋梗塞)、(H)呼吸困難(呼吸困難、心肺停止)、(O)血栓性疾患(血栓塞栓症、心筋梗塞、脳梗塞等)、(D) DIC(凝固機能異常)	人院加療(場合により集中治療)が必要 →体温管理(体温冷却)、(体温冷却剤)、(呼吸、血管内冷却など)、(呼吸器マシン) DIC治療	熱射病 重症かどうかは救急隊員や病院到着後の診察・検査により診断される	※「熱中症警戒アラート」は、熱中症の危険性が極めて高いと予測される場合に発表されます。

熱中症を疑った時には、放置すれば死に直結する緊急事態であることをまず認識しなければなりません。
重症の場合、救急車を呼ぶことも大事ですが、すぐに体を冷やし始めることが必要です。

3. 高齢者と熱中症について

！高齢者は特に注意が必要です

○体内の水分量が少ない上、老廃物を排出する際にたくさん尿を必要とするため、水分が不足しがちです。

○加齢により、暑さや喉の渇きに対する感覚が鈍くなります。

○暑さに対する体温の調節機能が低下しています。

<熱中症の発生状況>

○熱中症により救急搬送される約半数が、死亡総数の約8割が65歳以上の高齢者です。

○熱中症は、日中の炎天下だけではなく、室内や夜にも多く発生しています。

○室内でも多くの方が熱中症により亡くなっています。

○エアコン・扇風機を活用しましょう

○室内的温湿度を計測しましょう

※高齢になると暑さを感じにくくなります。実際の温湿度を把握して予防行動をとりましょう。

○こまめに水分補給しましょう

※高齢になるとのどへの渴きを感じにくくなります。のどが渇いてなくともこまめに水分補給しましょう。

○シャワーやタオルで体を冷やしましょう

○緊急時、困った時の連絡先を確認しておきましょう

☆水分補給を促すなど、周囲の方から積極的な声かけをお願いします！

4. 熱中症になつたときは？

<対処法>

①涼しい環境への避難
→風通しの良い日陰や、クーラーが効いている部屋などに避難させましょう。

②脱衣と冷却
→衣服を脱がせて、体から熱の放散を助けます。
ベルトやネクタイ、下着は、緩めて風通しをよくしましよう。
→水のうや保冷剤などを利用し、首の両脇、脇の下、足の付け根の前面など太い血管が通る部分を冷やし、皮膚の直下をゆっくり流れている血流を冷やすことも有効です。

③水分と塩分の補給
→冷たい水を持たせて自分で飲んでもらいます。
⇒大量の冷汗があつた時は、汗で失われた塩分も適切に補える経口補液を飲む（水1㍑に1～2㌘の食塩）も有効です。
⇒スポーツドリンクなどが最適です。また、食塩水（水1㍑に1～2㌘の食塩）も有効です。

④医療機関への搬送
→自力で水分の摂取ができない時は、点滴で水分や塩分を補う必要があるので、緊急に医療機関に搬送することが最優先です。

5. 热中症の疑いのある人を医療機間に搬送する際に、医療従事者に伝えること

熱中症は、症状により、急速に進行し重症化する場合があります。医療機関到着後、治療が迅速に開始されよう、その場に居あわせた倒れじき時の状況がわかる人が医療機関まで付き添い、発症までの経過や症状などを伝えるようにしましょう。

<医療従事者に伝える内容（例）>

□倒れた場所の状況（具体的な場所、気温、湿度、風速など）
□倒れた時の状況（服装、どんな活動をしていたか、など）
□症状の経過（症状が始めた時から悪化していないか、具体的にどんな症状があるか、など）
□対処の内容（水分や塩分の補給はできたらか、その他心怠处置の有無など）

6. 热中症に関する情報

国や大阪府では、下記ホームページを通じて、熱中症に関する情報を発信しています。

○大阪府ホームページ URL:<http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/netiyusyou/>

○環境省「熱中症予防情報サイト」 URL:<http://www.wbstenr.mlit.go.jp/>

○総務省消防庁ホームページ URL:http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList9_2.html

※本資料は、環境省作成「熱中症環境マニュアル 2022」、「高齢者のための熱中症対策」、「熱中症～対処法～」、「予防・対処法～」、「熱中症警戒アラート全適用中！」を参考に、大阪府で作成しました。



暑さを知らせる「情報の活用」

事前の情報入手で
暑さ対策
熱中症の危険性が高くなると予測された場合に、環境省と気象庁より注意を呼びかける「熱中症警戒アラート」が発表されます。

危険な暑さに気づくため 「熱中症警戒アラート」 や 「暑さ指数※1 メール配信

サービス」など、暑さの危険を知らせてくれる無料サービスがあります。

「大阪府暑さ対策情報ポータルサイト」(裏面)を見て活用しましょう。

※1 「暑さ指数」は気温だけでなく、湿度なども考慮した熱中症予防のための数値です。

※2 情報取得にかかる通信料は利用者の負担となります。



暑さ指数(℃)に
熱中症危険度
の関係



「自分だけは大丈夫」そう思っていませんか？毎年多くの人が熱中症で救急搬送されています。

暑さ 気づく

暑さを知らせる 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「アート」の活用



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

暑さをしのぐ 「情報の活用」



備える 涼む

</

地域支援スーパーバイズ事業（権利擁護相談）

地域支援スーパーバイズ事業とは、認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が十分でない方の困りごとや、成年後見制度の利用などの相談に対応する行政、高齢者・障がい者相談機関、その他事業所など関係機関・団体を対象に、弁護士会・社会福祉士会と連携し、電話相談や来所による専門相談で助言や情報提供を行うものです。

次のような相談に助言しています。

- 年金を親族が管理しているが、本人のために使われていないようだ。
- 悪質商法にのせられて不必要なものを買わされているようだ。
- 知人から財産を侵害されている。
- 多額の借金をしてしまい、生活困難になっている人をどう支援すればいいのか。
- 親亡き後、障がいのある子の財産の管理は誰にたのめばいいのか。
- 成年後見制度の利用が必要だが、どのようにすればいいのか。など

【権利擁護専門相談窓口】

【大阪市・堺市以外】

大阪府社会福祉協議会 地域福祉部 権利擁護推進室

所在地 〒542-0065 大阪市中央区中寺1丁目1番地 54号 大阪社会福祉指導センター3階

電話 06-6191-9500 職員による電話相談(月曜日～金曜日の10時～16時。祝日・年末年始除く)

専門職による相談は事前予約が必要。(相談日 木曜日 13時～14時半～)

【大阪市】

大阪市成年後見支援センター

所在地 〒557-0024 大阪市西成区出城2丁目5番20号 大阪市社会福祉研修・情報センター3階

電話 06-4392-8282 職員による電話相談(月曜日～土曜日の9時～17時。祝日・年末年始除く)

専門職による相談は、区役所・地域包括支援センター・総合相談窓口(ブランチ)・障がい者基幹相談支援センター等からの事前予約が必要。

【堺市】

堺市権利擁護サポートセンター

所在地 〒590-0078 堺市堺区南瓦町2番1号 堺市総合福祉会館4階

電話 072-225-5655 職員による電話相談(月曜日～金曜日の9時～17時30分。祝日・年末年始除く)

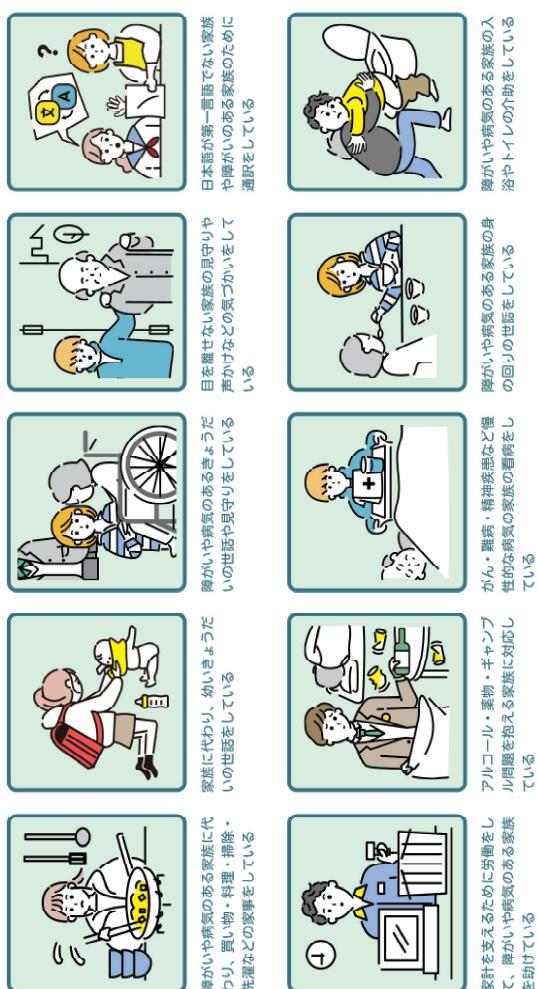
専門職による相談は事前予約が必要。(相談日 木曜日 13時～16時)

センターへの相談に際しては、まず地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター等にご相談ください。

ヤングケアラーとは・・・

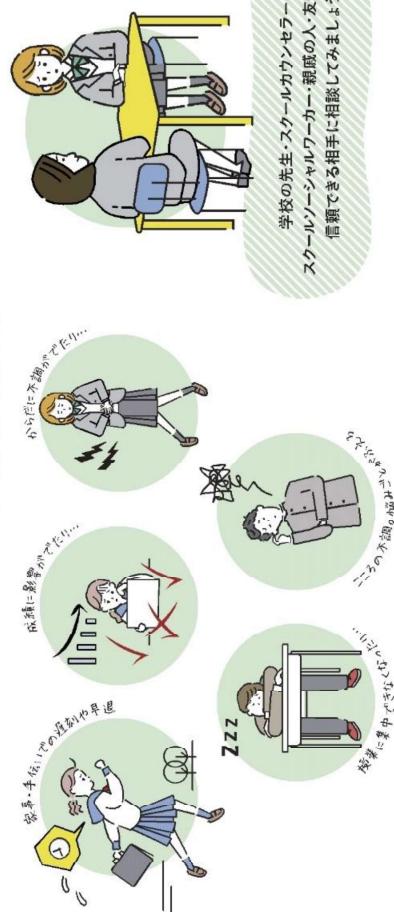
(ヤングケアラーには法令上の定義はありませんが、) 一般に、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話を日常的に行っていることで、負担を抱える、もしくは、子どもとの権利が侵害されている可能性がある子ども

※「多機能・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」(R4.3)より



ヤングケアラーは「ふつうこと」?

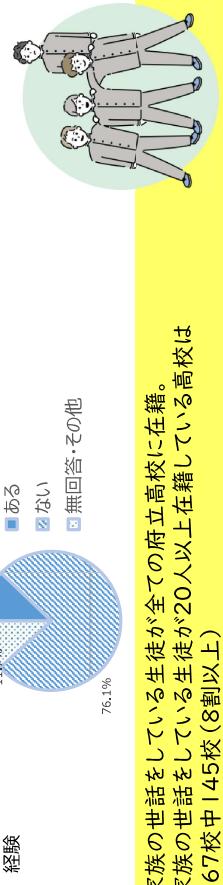
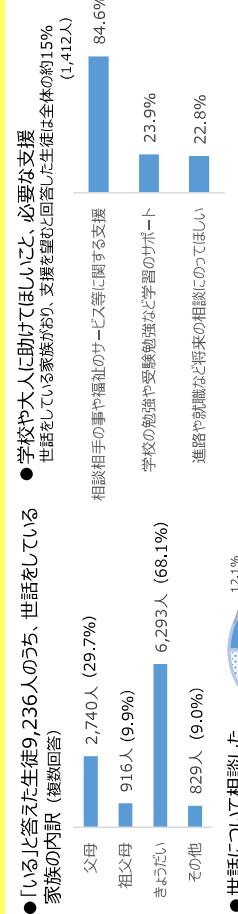
家族の手伝い・手助けをするのは「ふつうこと」と思うかもしれません。でも、学校生活に影響が出たり、こころやからだに不調を感じるほどの重い負荷がかかっている場合は、すこし注意が必要です。



【調査対象】府立高校生全員(109,264人)

【調査期間等】令和4年7月から9月、回答者数:80,855人(回答率74.0%)

◆ 世話をしている家族が「いる」と回答したのは、回答者全体の11.4% (9,236人)



ヤングケアラーとそのご家族の支援に向けて

- ヤングケアラーへいる生徒が全ての府立高校に在籍。
- 家族の世話をしている生徒が20人以上在籍している高校は167校中145校(8割以上)

(参考)

- 説明動画(5分程度)
「ヤングケアラーについて ~子どもたちに関わるみなさんへ~」
<https://www.youtube.com/watch?v=sKixHFPaxU>

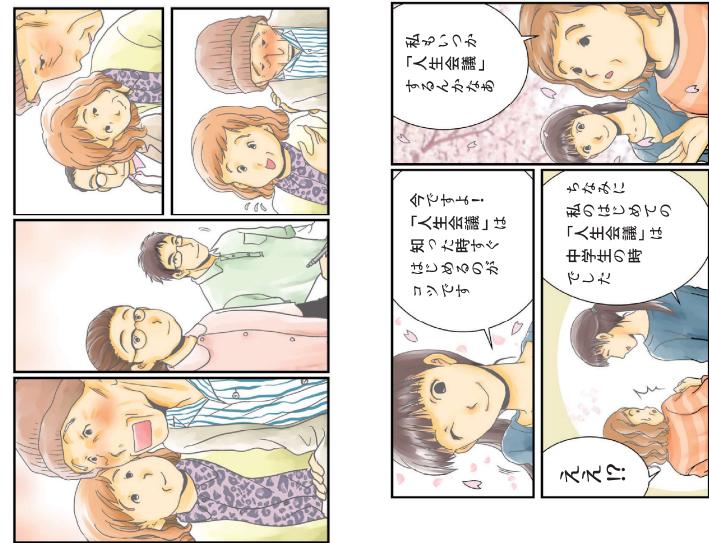
- 大阪府ホームページ「ヤングケアラーへの支援」
<https://www.pref.osaka.lg.jp/chikifukushi/young-career/index.html>

- 厚生労働省ホームページ「子どもが子どもでいられる街に。」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/young-career/>

- 多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル
～ケアを担う子どもを地域で支えるために～(R4.3有限責任監査法人トーマツ)
<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc-hc-young-career.html>

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/young-career/>
電話 : 06-6944-7602 フaxシミリ : 06-6944-6681 メール : chiiikitukushi-g04@gbox.pref.osaka.lg.jp

「がまんを頑張るより
本当の気持ち
教えてもらえますか？」



大阪府 人生会議ホームページへ
大阪府 人生会議



監修：公益社団法人大阪府看護協会
この物語はフィクションです
人生会議に役立つ
記入シートがあります→
ウェブで無料公開中

みんなの じんせいかいぎ 人生会議

Advance Care Planning



伝えることは、
わがままなんかじゃない。

大阪府

はじめてみよう人生会議！

“今”が来たら考えられない、

今、人生会議



命の危険が迫った状態になると、約70%の人が医療やケアなどを自分で決めたり望みを人に伝えたりすることができなくなると言われています。

～人生会議とは～



誰でも、いつでも、命にかかる大きなけがや病気をする可能性があります。

自らが希望する医療やケアを受けるために大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むかを自分自身で前もって考え、周囲の信頼できる人たちと話し合い、共有していくことを人生会議（ACP：アドバナンス・ケア・プランニング）といいます。

人生会議を重ねることであなたが自分の気持ちを話せなくなつた「もしものとき」に、あなたの心の声を伝えるかけがえのないものになり、あなたの大切な人の心のご負担を軽くするでしょう。

※このような取組は、個人の主体的な行いによって考え、進めるものです。
知りたくない、考えたくない方への十分な配慮が必要です。

人生会議とは、希望する医療やケアについて前もって話し合って家族や医師などと共有しておくことです。

人生会議に「いつから」ということはありません。

年齢や健康状態に問わず、まずは家族や友人などと話し合ってみましょう。

気持ちの変化があれば、その都度話し合ってみましょう。

また、今、決められないことや、考えたくないこともあります。思います。

無理せず、あせらず、自分のペースで考えてみてください。

日ごろから考えたり、話し合ったりしておくことで、もしものときにはあなたの希望が尊重された決定につながります。



このパンフレットでは5つのステップごとに人生会議で話し合うことについて説明しています。

「今回、決めてしまおう！」と意気込まず気楽な気分で人生会議をはじめてみましょう。

Step1

治療する際に大切にしたいことを考えてみましょう



家族や友人のそばにいたい 好きなことを続けたい 仕事や社会的な役割を続けたい

Step2

もしものとき、あなたの思いを伝えてくれる人を選びましょう



1人である必要はありません
複数人となることもあるでしょう

親しい友人

もしも、病状などにより自分の考えや気持ちが伝えられなくなつたときに
Step1で決めた「大切にしたいこと」を尊重してくれる人を選ぶましょう

Step3

かかりつけ医に相談してみましょう

具体的には

- これから予想される経過
- 受けるであろう治療やケア
- 「ご自分の病名や病状」など
- 知りたいか知りたくないかも含め一度考えてみましょう



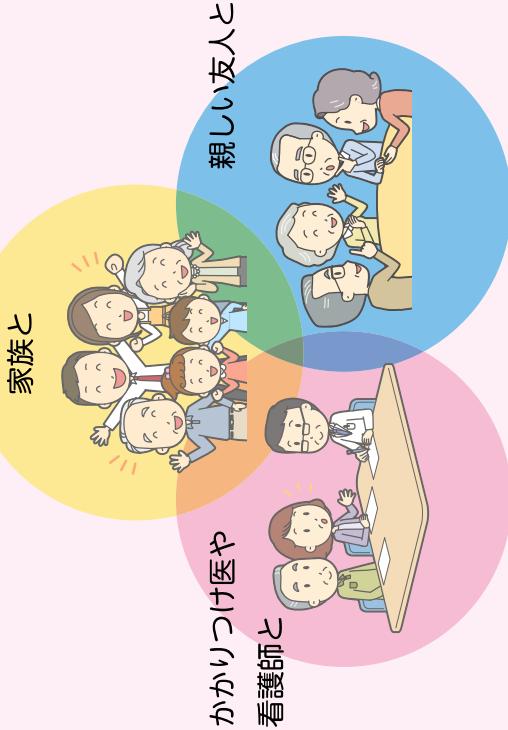
かかりつけ医は、あなたにとってあなたの健康や病気のことについて、気軽に何でも相談でき、信頼できる身近な医師のことです。普段受診している医療機関から「かかりつけ医」を見つけて、ちょっと体の調子がおかしいと感じたら、相談してみましょう。

Step4

希望する医療やケアについて話し合いましょう

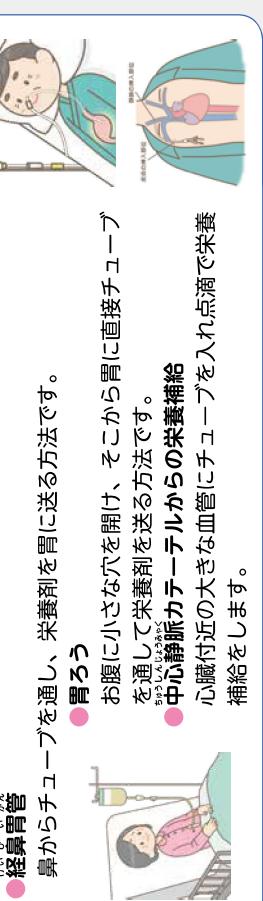
あなたが希望する医療やケアについて、あなたの希望や
と話し合ってみましょう。

このような話し合いを続けることにより、孤独死や孤立
また、病状などにより自分の考え方や気持ちが伝えられな
ついて難しい判断をする重要な助けとなります。



「もしものとき」の医療の例

～口から十分な栄養が取れなくなつたとき～



かかりつけ医は、あなたにとってあなたの健康や病気のことについて、気軽に何でも相談でき、信頼できる身近な医師のことです。普段受診している医療機関から「かかりつけ医」を見つけて、ちょっと体の調子がおかしいと感じたら、相談してみましょう。

Step5 書き留めておきましょう

パンフレットの **Step1** ~ **Step4** で話し合った内容について「人生会議の記録」に記載しておきましょう。

思いを理解してもらうためご家族やご友人、身近な専門家
くなつたときに、ご家族やご友人が代わりに医療やケアに
死を防ぐこともあります。

- 病気と闘つて少しでも長く生きたい
- 延命につながるだけの処置は避けたい
- 痛みや苦しみが無く、自分らしさを保つことに焦点をあてた治療を受けたいなど

- できるだけ住み慣れた自宅で生活したい
- 病院や施設で療養したいなど



「人生会議の記録」はステップごとに質問を記載しています。

パンフレットを見ながら記載していきましょう。

「人生会議の記録」裏面には、かかりつけ医など医療やケアに関する連絡先を記載できます。

普段の生活で目に付く場所（冷蔵庫等）に貼つておくとすぐに活用できます。

■「エンディングノート」と「人生会議」

エンディングノートは、自分に万が一のことが起つたときに備え、あらかじめ家族や周りの人伝えたいことを書き留めておくノートです。もしものときの医療・ケアの希望の他、お葬式の方法などさまざまです。

エンディングノートは、ご本人がもしものとき備え「書いておく」という点は人生会議と同じですが、その内容を「話し合い・共有する」という点は違います。

もし、エンディングノートを書いたら、ぜひその内容を信頼できるご家族やご友人、そして身近な医療・ケアチームに伝え、話し合い、人生会議をしましょう。

そうすると、よりご希望が叶えられやすくなります。
これが「人生会議」をおすすめする理由です。

～自分で呼吸が難しくなったとき～

●人工呼吸器

呼吸が弱いときに、気管にチューブを入れ呼吸を助ける機械につなぎ肺に酸素を送ります。



～心臓や肺が停止したとき～

●心肺蘇生装置

心臓や呼吸がとまったときに、心臓マッサージなどをを行い一時的に機能を回復させます。

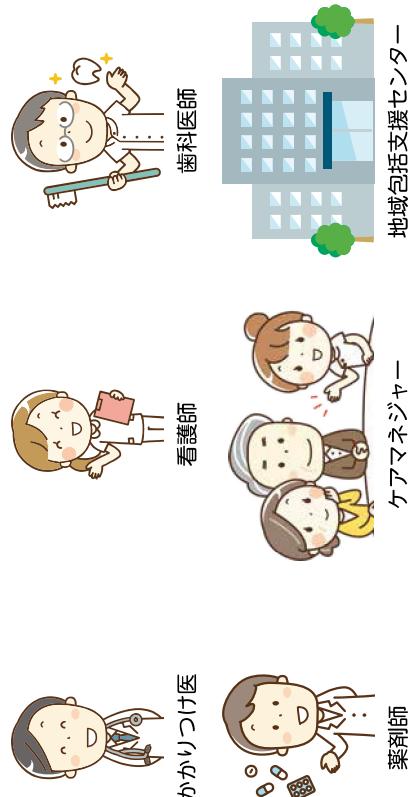
病気になつても住み慣れた環境で 過ごしたい方へ

在宅医療は、通院が難しい場合に、自宅などの生活の場において、医師、看護師、歯科医師、薬剤師などがチームとなって提供する医療です。

住み慣れた環境で、家族やペットとともに過ごすなど、自分のペースで生活できることが最大のメリットです。

在宅医療には、年齢や病気による制限はなく、通院が難しい状態であれば、誰でも受けることができます。人工呼吸器や胃ろうなどが必要な状態でも、症状が安定していれば自宅等で療養することができます。

在宅医療の相談先



大阪府 人生会議(ACP)に関する情報



検索

大阪府 人生会議

<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/zaitaku/acp-zinseikaij.html>

④ 地域包括支援センターとは？

地域包括支援センターは、介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える総合相談窓口です。

各市町村が設置主体で、対象地域に住む65歳以上の高齢者、またはその支援のための活動に関わっている方が利用できます。
大阪府内に272ヶ所（令和2年4月1日現在）の地域包括支援センターが設置されています。
どの地域包括支援センターを利用できるのか、お住いの市町村に確認しておきましょう。

健康医療部保健医療室保健医療企画課
〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目
電話 06-6941-0351（代表）
監修：ACPマニユアル検討委員会
(事務局：公益社団法人 大阪府看護協会)